

東京都教育委員会臨時会会議録

日 時：平成21年10月29日（木）午後1時15分

場 所：教育委員会室

平成21年10月29日

東京都教育委員会臨時会

〈議 題〉

1 議 案

第142号議案

平成22年度東京都立高等学校の第一学年生徒の推薦に
基づく選抜の募集人員について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教職員服務・特命担当部長	岡崎 義隆
	教育政策担当参事	中島 毅
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲
	人事企画担当参事	高畑 崇久
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成21年度教育委員会臨時会を開会させていただきます。

10月22日は、私は国立大学協会の仕事で欠席いたしましたが、定例会におきまして委員長として皆様から御推挙いただきましたので、引き続き委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は朝日新聞ほか6社、合計7社から、個人は、合計5名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭、読売新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。

許可してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いいたします。

議 案

第142号議案 平成22年度東京都立高等学校の第一学年生徒の推薦に基づく選抜の募集人員について

【委員長】 平成22年度東京都立高等学校の第一学年生徒の推薦に基づく選抜の募集人員について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。なお、本件につきましては、10月22日の定例会で御説明をいただいておりますので、本日は推薦選抜等についての現状も含めて御説明をいただいた上で審議を行いたいと存じます。

それでは、都立学校教育部長、説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第142号議案、平成22年度東京都立高等学校の第一学年生徒の推薦に基づく選抜の募集人員についてでございます。

「1 全日制課程」でございます。まず、「(1) 募集概要」でございますが、来年度につきましては170校、1万1,077人、昨年に比べ3校、497人の増でございます。

「(2) 文化・スポーツ等特別推薦」でございます。平成22年度につきましては85校、938人、昨年に比べ13校、126人の増でございます。

定時制及び専攻科につきましては、昨年度と同様でございます。

それでは、恐れ入りますが、A3の都立高等学校入学者選抜における推薦選抜に関する説明資料を御覧ください。

まず、現行の推薦選抜導入の趣旨でございます。多段階入学者選抜の実施でございますが、受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり、入学者選抜を実施するものでございます。

もう一つが、選抜方法の多様化と評価尺度の多元化でございます。

期待される効果といたしまして、各高校・学科の特色に応じ、生徒の多様な能力、適性などを評価することができるというもので、高校にとりましては個性化、特色化に合わせて自校で求める生徒を選抜することが可能となります。受検生につきましては、自己の個性、能力、適性等に合わせて学校を選択することが可能となります。

次に東京都における推薦選抜の変遷でございます。昭和57年、推薦選抜を導入いたしました。当時の推薦選抜の割合は、工業科、水産科、家庭科で10パーセントでございます。当時の目的でございますが、職業科高校の改善策の一つとして目的意識を持ち、意欲のある生徒の希望を活かすために導入したものでございます。

平成5年には高校入試改善についてということで、文部事務次官の通知がございました。受験機会の複数化、推薦入学の活用など多段階にわたる入学選抜制度の実施、推薦入学を専門学科のみではなく、普通科においても教育上の特色づくりと並行して一層の活用を図るといった内容のものでございました。これを受け、平成5年に都立秋川高校で推薦選抜を実施し、平成7年、全学科で推薦選抜を実施できることといた

しました。平成8年には島しょの高校を除く全校で実施し、平成16年に文化・スポーツ等特別推薦を導入いたしました。

推薦選抜実施に係る法的根拠でございますが、東京都立高等学校の入学者選抜方法に関する規則第13条に推薦に基づく選抜について規定しております。また、同規則第18条に基づき東京都教育委員会教育長が委任を受けて要綱を定めております。その他、平成22年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針の第5で、募集人員の決定につきましては、各都立高校は下記第6に定める各学科の対象人員の枠内で、推薦に基づく選抜の募集人員を決定するといったことを規定しております。

次に、推薦選抜と学力による検査の共通点、相違点でございます。共通点といたしましては、いずれも生徒の多様な能力、適性等を評価して選抜を行うものでございます。資料に推薦選抜、学力による選抜、AO入試とございます。このAO入試は、大学のAO入試でございます。

推薦選抜につきましては、調査書点、面接点は、おおむね約7対3でございます。それ以外に作文、小論文等を実施する学校もございます。中学の指定校推薦は東京都にはございません。内容といたしましては、学習のプロセスを評価するものでございます。日常の学習や学校生活に対する取組状況を評価するものでございます。受検倍率は約3倍弱となっております。

学力による選抜でございますが、調査書点、学力検査得点は、おおむね3対7ということで、学力検査の比重が高くなっております。学習の成果を評価するものでございますが、知識や理解、学習成果等を評価するものでございます。選抜の倍率につきましては1.41倍ということで、ここ数年、学区廃止以降一番高い倍率になっております。

AO入試でございますが、これは模擬授業を受講し作成した課題レポートや質疑応答審査、理科実験参加の審査といったもので評価し、高校での成績を一切問題にしないといったものでございます。したがって、都立の場合には推薦を応募すれば誰でも合格するといった状況ではございません。

推薦選抜の実施状況ですが、平成21年度でございます。島しょの高校を除くすべて

の167校で実施しております。

推薦選抜実施の意義でございます。資料に今年度、9月に実施した意識調査の回答をお示ししております。これは自由意見でございますが、中学校での努力が評価される、第一志望の高校を選択しなくてはいけないので進学に対する意識が高まる、学力検査では見られない子供のよさを評価してもらえる、試験だけではわからない子供の特性や長所を見出してもらえるといった内容でございます。

意識調査の結果、「推薦入試はあった方がよい」という問いに対し、高校生は1,322人中86.1パーセント、保護者は916人中85.2パーセントが肯定的な評価をしております。

推薦選抜の成果ということで、これは全高等学校長を対象にしたものでございますが、「推薦で入学した生徒は、一般選抜による入学者より意欲的に学習に取り組んでいる」という問いに対し、そう思う、10.1パーセント、どちらかといえばそう思う、72.8パーセントとなっております。

その右に、各選抜により入学した在籍者に占める成績上位者の割合をお示しております。いわゆる評定で4.3以上の生徒の割合でございます。推薦選抜による入学者のうち上位者は、例えば1年生で言うと19.2パーセントでございますが、一般選抜による入学者の成績上位者の割合は9.79パーセント、全体の比較では推薦選抜による者22.22パーセントと一般選抜による者11.40パーセントと、約倍の違いがございます。

都立高等学校入学者選抜制度検討委員会を3月から実施しております、前半で都立日本橋高校における不正操作等の再発防止策を検討し、既に中間報告でお出ししておりますが、今後の予定といたしまして、推薦選抜を含む入学者選抜制度について検討する予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、前回での議論も含めて御議論をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

少し質問があるのですが、資料の各選抜により入学した在籍者数に占める成績上位者の割合のところでは推薦選抜による入学者は出ているのですが、成績全体についての

調査結果はないのですか。

【都立学校教育部長】 成績全体ですか。

【委員長】 つまり、推薦入学を進める立場からすると、こういうデータもいいのですが、実態を知るためには、例えば成績の下位者が、どちらが多いかとか、全体の成績分布がどうなっているかという調査結果があると良いのではないのでしょうか。

【都立学校教育部長】 抽出で上位だけしかございません。また調べたいと思います。

【委員長】 是非調べてみてください。なかなかある決まった傾向は読み取れないかもしれませんが、成績のばらつきだとか、成績の下位の者がどのぐらいいるかというのも非常に大事なデータで、議論の重要なポイントになると思います。

それから、10校というサンプリングは少ないですね。全部で約190校あるのですから、せめて30校とか40校ぐらいサンプリングしないと、議論する材料としては少し不十分ではないかという気もしますので、今後は是非よろしくお願ひしたいと存じます。これは大事な問題ですから。

【高坂委員】 平成22年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針の第5条に、募集人員の決定は、各都立高校が下記第6に定める各学科の対象人員の枠内で、推薦に基づく選抜の募集人員を決定するとなっていますね。もちろんばらつきがあるようですが、2割というのはかなり多いですね。

これは各学校長が決定するということですが、都教委で指導しているのでしょうか。この割合が決まってから、その後ずっと継続的に変わっていないのではありませんか。母数は少ないけれども毎年何か検討して、その結果としてこのように変わりましたという現状があるのでしょうか。とにかく一度決めたら毎年ただらと同じような数字が各学校から報告されて、都教委で了承したから毎年同じ数字が出ているのではありませんか。

なぜそういうことを言うかということ、前回も議論になりましたけれども、試験を行うということは一つの節目で、みんなが努力するので、それをオーバーライドして、成績がいいからということだけで本当に推薦選抜の割合を増やしていくのがいいのでしょうか。推薦選抜を実施するのがいけないということではないのです。校長先生に

よっては推薦割合が2割も要らない。1割でも良いとおっしゃっている先生もいるわけですね。その辺のところはどうなのですか。

【都立学校教育部長】 平成15年に総推薦枠を導入ということで、全体の枠はこれを超えない形になっております。

【高坂委員】 それは5割か何かで決めたわけでしょう。

【都立学校教育部長】 はい。ただ、募集人員の率につきましては、全日制は20パーセント以内、例えば単位制は50パーセント以内で校長が決定できることになっております。あくまでも以内ということですので、若干拡大することができるというのも、この実施方針の中にございます。拡大は約5パーセントぐらいですが、例えば重点支援校や特色のある学校で実施しております。それにつきましては、ずっとということではなく、原則やはり20パーセント以内で実施しますので、3年以内とか、これは学校側と相談いたしますが、基本としては、あくまでも「以内」という考え方をとっております。

【高坂委員】 推薦選抜を実施することができるとしたときに全日制の場合は20パーセントとしたということでしたね。

【都立学校教育部長】 はい。普通科は20パーセント以内としました。

【高坂委員】 普通科では20パーセント以内と決めた考え方の基礎は何ですか。どういうことで20パーセント以内ということに決めたのですか。

【都立学校教育部長】 これは平成6年ぐらいに決めております。専門学科は少し高いのですけれども、根拠がどうかと言われると、明確ではないのですが、他県を見ますとほとんどが普通科は20パーセントとしている状況にございます。県によっては、5割というところもございます。

【委員長】 この問題はなかなか難しく、国立大学の前期、後期の振り分けも8対2であるとか7対3であるとか様々なやり方で行われていますが、それを決めるのに確たる根拠がある訳ではありません。ただ、我々が当時議論したときのことを思い返しますと、今までは一通りの方式でしか入試を実施していなかったもので、入学してくる学生が、ステレオタイプの学生しか入っていなかった。それに対して、やはりダイバーシティーといいますか多様性、そういうものを大学として持った方が良いと

ということになったのですが、10パーセントだとダイバーシティーの効果が出ない。20パーセントならぎりぎり出るというのが組織論としてありましたので、多くの大学で20パーセントと決めたという経緯がありました。もっとも3割のところもあります。

大学について言いますと、後期の入試を実施して、例えば東京大学などもかなり変わりました。私が勤務していた東京工業大学も今までと違った学生が入学してくるといふ変化は生まれました。しかし、依然として、そのようなやり方を採用して本当に良かったのかという議論があります。調査のサンプル数が問題になり、どの程度のサンプリング数にするか悩んだのですが、かなり大きな母集団にして調査したところ、明らかに違った学生が入学していることが明らかになりました。

【高坂委員】 大学のAO入試と比較するわけではないのですが、中堅と言われる高校を訪問して、いじめはありませんかと言うと、いじめはありませんとおっしゃいます。いいですねと言ったら、大体皆、AO入試で大学に入れるため、競争しないでいいからだと言うのです。これは逆の意味でプラスなのかもしれませんが、みんな仲よしクラブで勉強もせずに、苦勞せず大学へ行くというような傾向も出てきているわけですね。東大とか東工大は別ですが、中堅の大学へ入学するときにほとんど勉強もせずに入れるし、資料に書いてあるように高校の成績は一切問題にしていないうことですからね。

そうすると、今度は中学から高校へ入るときにどのようなスクリーニングすべきか。その辺も真剣に考えてみてください。

それから、本当に皆、20パーセントと言っているのでしょうか。本校は別に推薦選抜は実施しなくてもよいとか、1割でも良いと言えば、それはどういう理由なのかといったことも、もう一度来年に向けて検討していただきたいと思います。

【委員長】 その点については、竹花委員からこの問題に対する問題提起がありましたので、もう少しきめの細かい調査をしていただきたいと思います。

平成5年に事務次官通達が出ているのですが、このときは確かにいじめ、その他があつて、高校の中退率が非常に高かったのですね。全国的に高校が荒れたということもあつて、高校改革というものの一つの手段としてこれが提案されたのですね。私は必ずしもそれだけの結果とは思っていませんが、少なくとも高校の中退率が大きく下

がりました。あの当時は中退率が4パーセントを超えている県もあったと思いますが、最近では、2パーセントを切る勢いになっており、そういう意味で言うと、多様な入試というのは成功したという考え方もあります。時代の流れもあり、いろいろな側面があるので軽々には論じられませんが、少しきめ細かい調査をすることが必要ではないかと思います。

【高坂委員】 都立小石川中等教育学校だったと思うのですが、中高一貫教育校になったら、都立小石川中等教育学校に入るための予備校ができたという話も聞きました。そうすると、例えばこの推薦選抜、都立日比谷高校から始まって上の方も大体2割ずつ選んでいますね。そうすると、推薦選抜の調査書点、面接7対3といった案として、各学校はこういうことが出るからこうやれというような予備校的な動きは選抜有名校には起きているのですか。

【都立学校教育部長】 小石川中等教育学校につきましては中学段階からということで、こちらの高校入試とは別でございます。

【高坂委員】 違うのですよね。

【都立学校教育部長】 制度的には、推薦がもともと中高一貫教育校にはございません。ただ、都立の対策や私立の対策というのは、塾にはあるようでございます。いろいろ塾関係では進学希望先をかなり研究している面があります。ただ、具体的にはどこがどうというのはわかりません。

【竹花委員】 昨日事務局から、かなりこの推薦制度の実態についてお話を伺いました。にもかかわらず、この推薦制度はどうあるべきかということについて、現時点でこうすべきだという明確な考えを持つには至っておりません。それだけこの問題は難しいということもあるように感じます。ただ、お聞きした中で、やはり幾つか、この制度のよい点もありますし、しかし、もう少し検証してみるべき点もあると感じておりますので、それを幾つか申し上げてみたいと思います。

事務局の説明によれば、先ほどもありましたけれども、決して推薦の入試というのは甘いものではないと。これ自体が競争だと。相当の成績をとらないと合格しないという状況なので、ここで落ちる子供たちは結構いて、やはり推薦で受かりたいと思いい学校での勉強を大事にして、一発の試験だけではなくて学校での様々な活動にも参加

をし、頑張ろうという子供たちも随分生まれて、これは一つの大きな長所ではないかという御説明もありましたし、それはそういう側面もあるのだろうというふうには思います。

それなりの成績をとった人でないと、推薦はどこ的高校もとらないということもあって、少し安心して行ける高校を選んでいく生徒がいて、それが結局いろいろな高校に、推薦で入れるいい生徒が割合散らばっているということもあるとのことでした。また、受け入れる高校の側としてはこの制度はありがたい制度だというような側面もあって、荒れた高校から核になる良い生徒ができてきて、それが良い影響を与えて高校が落ちついてきてという側面もあるのだという御説明もありまして、そういう点になるほどという側面もございました。

そういう良い点があるのですけれども、なおこの制度には少し検討すべき余地があるというふうにも思っております。先ほど委員長がおっしゃったように、平成5年の文部事務次官通達で通知がなされ、東京都はこの制度の実施を開始したわけでありませう。その後、平成9年にさらに踏み込んだ高等学校の入学選抜の改善についてという通知が初等中等教育局長から出て、さらにこうした制度を踏み込んで、多分各県でも広がっていったのだらうと思います。その趣旨は、一つは、委員おっしゃったように、中退率が高かったということを見つけて、何らかの高校入試の改善をということもあったようではございますけれども、殊に平成9年の通知を見ますと、この辺にもその萌芽があるのですけれども、やはり生徒の生きる力を育成するため、ゆとりを与える。ゆとり教育が始まってくると、この制度が関連づけられて、学力偏重だけではないよという中で、こういう制度が強く国から指導されて取り入れられたという経緯があるように思います。

一方で、今、ゆとり教育というものについての、本当にそれが趣旨と現状はどうだったのだろうかということが議論されていて、まだ余り大きな議論にはなっていませんけれども、私自身も学校週5日制という問題についても考え直すべきだと感じております。そうしたいわゆるゆとり教育の流れの中の一つの手法としてこうしたものがあったのでしょ。そこで言われているのは、子供の個性の重視ですとか、要するにいろいろな能力を評価していこうという言い方なのではございますけれども、そういう大きな教

育の多分転換点だったときに設けられた制度について、十数年を経て、ゆとり教育についてももちろんいい点もあるわけですがけれども、果たしてその趣旨が今、学力の問題を含めて、体力の問題もそうかもしれませんけれども、どうだろうということが検証されるべきだという議論が出てきている中で、やはりこの制度ももう一度きちっと見直されてもいいのではないかというふうに、まず一般的には考えられるだろうと思うのです。

もう一つの問題は、具体的な実施方法に伴うことですがけれども、今、委員長からも御説明がありましたけれども、この選抜制度は学力を全く問わないというわけではないわけですね。基本的に調査があるわけで、調査というのは結局のところ、学校におけるその生徒に対する評価、要するに学力の評価をまず中心にしているわけですね。それに学力以外の様々な生徒の学校生活に対する取組、役割等が少し詳しく書かれて、それを全体として校長の推薦の言葉を含めて評価をしていくわけですがけれども、しかし、それはいろいろな中学校から1つの高校に来るわけですから、一定の点数にしなければいけないわけです。ですから順番をつけられないわけですね。この中学校からは何人、この中学校からは何人というわけにいかないわけですから、それなりに客観的な数値を設けて評価はしているわけです。

それはもう相当の工夫がなされているわけですがけれども、やはりこの制度もまた、基本的には中学校においてとった学力検査を主体にせざるを得ないという状況が一つあるように思います。学力を全く無視して生徒の個性に応じた生徒を採用するというようなことは、土台、現実問題としてはできない相談でありまして、これは競って順番をつけなければいけない、合否を出さなければいけないわけですから、それは土台難しいことで、やはりどうしても実施上、そういう側面ではある程度の成績といったものを評価せざるを得ない。ただ、小論文という制度が一つあって、それから面接に評価点を加えられるので、そういう点では人柄を見るとか、そういう点で重視をしている側面があることは一つそうなのですがけれども、他方で一般の試験の方はどうかといえば、大方は7対3という御説明がありましたけれども、3割は3割で、同じように中学校生活全体での成績を評価するようになっているわけですね。ですから、一回の試験だけで評価をしているということではないわけです。やはり中学校全体での取

組、学校の成績といったものも3割評価をしながら決まっていつているわけです。

ですから、この選抜制度というのは学校の試験、成績とは関係がありませんというのは違った話だし、一般の試験というのは一回の試験ですというのも、これは違ったものであって、それはそれなりに評価のもととは重なっている部分があるように思うのですね。

そういうことを前提にして考えてみると、やはり幾つか考えなければいけないところもあると思います。その一つは、すべての学校について推薦制度が今、行われているわけです。そうすると、今日も参りましたけれども、進学指導重点校を含めて成績上位校と言われる高校の推薦の枠、2割程度の生徒たちです。これは非常によくできる生徒たち、要するに、中学校の成績が5とか4という生徒たちです。今日の視察先でも4.9という話が出ましたけれども、そういう生徒でないと受検できないということです。こういう生徒たちは基本的には試験をしても受かる生徒たちというわけです。なぜわざわざそうした試験をするのでしょうか。要するに、これは学力以外のもので選ぶと言いながら、進学指導重点校においては基本的に学力で選んでいるということです。そういう実態からすると、個々では選抜試験というのは多分必要はないのではないかと思います。

一方で、エンカレッジスクールでも推薦選抜と一般入試とを実施しています。ところが、このエンカレッジスクールでは一般入試は学力試験を実施していません。そうすると、推薦選抜と一般試験は余り変わらないということになります。それなのに、エンカレッジスクールの高校の場合、50パーセント以内の推薦枠としているのです。エンカレッジスクールではそもそも推薦制度を要しないのに、推薦制度をどの高校でもやるというところからやっているという状況があるのではないかと思います。推薦制度の本来の趣旨が生かされている高校と、そうでない高校がどうもあるように思いますので、一律にこのような形で行うのはいかがなものでしょうか。そこは検討し直してみる必要があるのではないかと少し感じます。

それから、もう一つは、この推薦の入試を行うのにも結構労力がかかると思うのです。試験を2つやるわけですから、果たして事務の合理化という点でも検討するべきではありませんか。

もう一つは、高坂委員がおっしゃったように、なぜ20パーセントかということについてです。どの高校も、20パーセントと言われれば、皆、20パーセントという形になりがちなのわけですが、果たして20パーセントに合理的な根拠があるのかということについても見直すべきだと思います。

その前提となるのは、委員長がおっしゃったように、この制度の趣旨である子供に生きる力をつけることに、この制度が役に立っているのかということをも厳しく精査しなければならないと思うのです。もちろん学校生活を充実して、塾でばかり頑張らないで学校で頑張るということは、すごく大事なことですし、この制度がどうもそこを促す一つの要因になっているという事実もあるようです。この制度がそこを促す一つの要因になっているとは思わないけれども、お話を伺っているとどうもそういうこともあるようだから、そこは大事にしなければいけないにしても、一方で、やはり今多くの保護者の——多くのというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、保護者の中には子供に苦勞をさせたくない、できたら試験を受けて、落ちるにも推薦のあるところで、これは私立を選択する場合の一つの理由になっているとよく聞くわけですが、そんな発想があつて推薦制度が利用されているとすれば、それは子供たちにとってどうなのでしょう。子供たちが学校の先生に媚びてしまわないのでしょうか。要するに自立する子供を育てる上で、先生たちの評価を気にして、子供たちが成長する上で、もちろんいろいろな人のことを気にすることも大事なことですけれども、でも、気にしてばかりではやはりだめだと思います。もっともっと伸び伸びとやってもらいたいと思うけれども、どうもそこがそうはなっていない側面がないのかどうかといったことも考えていかなければならないだろうと感じます。

さらに申し上げるならば、このグローバルな時代の中で子供たちが、例えば進学受験校に推薦で受かる生徒たちもそうですけれども、緊張感を持って1つの物事をクリアしていくということも、また大切な側面だと思います。オリンピックで金メダルをとるといっても、今まで何十回走っていて、その平均点で評価してくれるわけではなくて、その日の調子も含めてたった1回で金メダルがとれるか決まるのです。やはり世の中というのはそういう原理で働いているわけでありまして、そうしたことも子供たちにも伝えていくことも、また一方で大事なことはないだろうかと思うのです。

それから、もう一つ大事なのは、学力の問題に影響が生じていないかどうかということも、やはりきちんと見るべきだろうと思います。

ちょっと長くなって恐縮ですが、子供たちの個性を伸ばしてしっかりと育てていく、生きる力を持って育てていくというのは、もう絶対に正しいわけで、入学者選抜制度というのは一つの試みであったということも評価をしますけれども、やはり制度にはどんな制度も、いい点もあれば悪い点もありますので、一定時間たったらそれなりに見直して、それを全部撤廃して、もう一度新たな制度でも仕切り直しをするということも選択肢としてはあるでしょうし、一部変更で十分だということもあるでしょうが、ゆとり教育という問題についての様々な議論がなされている中で、この問題についてもしっかりとした検討がなされるべきだと私は感じます。

その上で、今回の今日のこの議案についてであります。私自身の反省もありますけれども、この問題については、もう1年前ぐらいから申し上げてきたわけですが、しっかりとした検討をお願いすることなく先週の状況に至ったというのは、少し私も反省がありますけれども、事務局においてもそういう発言があったことを十分踏まえた上で、間に合うような形での検討をしていただきたかったということを改めて申し上げるとともに、今回は、これも時間の制約がありますので、しようがないということでもありますけれども、来年に向けてしっかりと検討をしていただくように、これは委員長、私個人の意見としてではなくて、教育委員会として事務局に御指示をいただくようお願いをいたしたいと存じます。

【委員長】 ありがとうございました。

制度については、今後議論することとしましょう。大学の例しか私は知らないのですが、大学が入試の方法を変える場合には、2年前に各都道府県の教育委員会に対して通達しなければいけないことになっています。仮に今から議論をして、今年度内に議論が終われば平成23年度の入試に反映することはできるのですか。個人的に調べた結果によると、大幅な抜本的な変更であれば2年前に通達しなければいけないということも聞いたのですが、その辺どうでしょう。

【都立学校教育部長】 おおむね2年前にこういう方向で実施するといった周知を事前にいたしまして、ちょうど中学1年生が入ってくる時期ですけれども、そのこと

を了解の上で3年になって高校を受検することが必要です。大幅な抜本的な見直しになれば必要ですが、いわゆる段階的な改善というものもないわけではございません。ただ、これから、こういった方向がいいのか検討をしていきたいと思っております。

【委員長】 入試の制度を変えるということは大変なことです。ですから、日程的なことも含めて、私は、この件は重要な問題であると思っております。何が大幅な変更かというのは定義が難しいのですが、いずれにしても大学の場合は2年前には通達しなければいけないという状況もありますので、少し詳しく調べていただいて、次回の教育委員会で御報告いただいて、今後のスケジュールについてこの場で相談していきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

【都立学校教育部長】 現在設置している入学者選抜制度検討委員会というものが、今年中に終了する予定ではありましたが、このメンバーですと内容が全く違ってまいりますので、少しメンバーを変えて、新たな視点で検討していきたいと思っております。2年後なのか来年に実施なのかというのは、本当に申しわけないのですが、今の段階では、こういった議論をしなければいけないのかを詰めていく必要があります。

それと、もう一つは、やはり学校現場の状況を十分調べなければいけないこと、それから、中学生、保護者、中学校側、高校側の意見を十分に聞いていかないとはいけませんので、何年後というのが現段階では申し上げられません。

【委員長】 わかりました。いずれにしても、これは大変重要な問題ですから、そう簡単には、高校がこう言っているからこう変えるというわけにもいきません。ですから、極めて慎重に事を運んでいかなければいけないと思っておりますので、よろしく願いします。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

【内館委員】 済みません、1点よろしいですか。

資料の「推薦選抜実施の意義」の欄の「推薦入試はあった方がよい」という問に対して、高校生が86.1パーセント、保護者が85.2パーセントとありますが、なぜあった方がよいと言っているのでしょうか。恐らく、中学校での努力が評価されるとか、そういうことなのではないかと思うのですが、何か少し建前っぽいという気がします。

【都立学校教育部長】 そのとおりでございます。

【内館委員】 わかりました。

【瀬古委員】 数はともかくとして基本的には推薦選抜というのは賛成です。その学校に行きたいという生徒がその学校を受検すると思うので、この各選抜により入学した在籍者数に占める成績上位者というのにもやはりあらわれていると思います。

スポーツ推薦もありますよね。特に、スポーツというのは学校というよりも、この学校へ行ったらこの先生に教えてもらいたいという生徒がほとんどなのだと思います。だから、スポーツ推薦の方が、学校を選んで、この先生に教えてもらいたいということで皆入学を希望するのだと思います。

【都立学校教育部長】 スポーツの成績が非常によくて、どうしてもこの高校にスポーツで入りたいというそのお気持ちはわかるのですが、やはり受検機会は公平でございまして、例えば実技検査で差がついてくる可能性があると思います。推薦でも一定の実技検査を行います。例えば100メートル走であるとか、遠投であるとか、そこで差は出てくると思います。

【瀬古委員】 どういう割合になっているのですか。スポーツ推薦は違うのですか。

【都立学校教育部長】 学校によって違います。

【瀬古委員】 例えば相撲の選手に走らせたなら全然走れないですよ。

【都立学校教育部長】 競技種目ごとに内容を決めております。例えば、軟式野球の場合ですが、これは実技検査の内容といたしまして80メートル走とハンドボール投げがございまして。

【瀬古委員】 何で80メートルなのですか。普通は50メートルか100メートルでしょう。

【都立学校教育部長】 50メートルもございまして。

【瀬古委員】 学校の敷地には、100メートル分とれるところがないんだ。それだったら、50メートル走ればいいのか。

【高坂委員】 80メートルあるから80メートルなのですよ。

【都立学校教育部長】 一般的には50メートル走でございまして。

【瀬古委員】 スポーツの種目によって実技内容は違うのですか。

【都立学校教育部長】 はい、実技内容は全部違います。

【瀬古委員】 わかりました。

例えば学校の成績はどの程度の割合で考慮するのですか。

【都立学校教育部長】 それも点数化したしますので、教科の方も点数化して、総合成績で合格者を決定していきますので、実技だけ非常に点数が高くても、調査書点が高い場合には、残念ながら一定の合格枠内に入らないというケースも出てまいります。

【瀬古委員】 それは仕方がないですね。学力面で課題があるようでしたら、それは仕方がない。

例えば、竹花君に入学して欲しいけれども、違う生徒が一緒の学校を受検して、違う生徒が合格するということが出てくるわけですね。

【都立学校教育部長】 例えば監督や顧問が個人的にこの生徒にアプローチするというのは、公平性の観点からとてもできない話でございます。それから、もう一つは、文化・スポーツ等特別推薦という入学者選抜制度につきましても推薦ですが、すべて点数も実施方法も公開してございます。したがって、もし調査書点がいれば、やはりふだんの勉強をきちんとしていただいて、テストもいい点をとっていただいて、学校生活に対する態度といえますか、そういう取組状況がなければ、これは申し訳ないのですが、学力も総合点に加えてまいります。

【瀬古委員】 例えば、人間ですから当然好き嫌いがありますよね。本当はA君をとりたいたいと思っても、B君が少し点がよかったら、やはりB君をとらなければいけないということですか。

【都立学校教育部長】 学校の中に入学者選抜に係る委員会がございますので、その中で総合成績を見てまいります。その委員会も1人ではなくて、複数ですべてにチェックをかけていきます。ですから恣意的なことが出ないように、あくまで総合成績で決めてまいります。例えば名前も全部伏せて番号にしてあります。ですから、例えばA君が欲しいと言っても、かかわる職員は全部番号でやっておりますので、A君が誰なのかというのはわからない状況になっております。

【委員長】 公教育ですからね。

【瀬古委員】 わかっています。ただ、やはりスポーツ推薦というのは、本当に強くなりたい生徒がその学校へ入ってくるのであって、そういう生徒を入れてあげるのが本当のスポーツ推薦と言えるのではないですか。特に勉強よりもスポーツの方が、この学校の先生に教えてもらいたいというのが強いと思います。特にこの生徒を教えたいというのが強いと思います。

【都立学校教育部長】 そうしましたら学業にも精を出していただく必要がございます。

【瀬古委員】 当然得点の低い選手はとってはいけないですよ。

【都立学校教育部長】 例えば学校の勉強だけで足らなければ、別に塾を勧めるわけではないのですが、自宅の学習をもう少しやるとか、いろいろな方法はあろうかと思うのです。

【瀬古委員】 もう一ついいですか。特に冬場にまでずっと行っているスポーツもありますよね。例えば駅伝やスキーなどがそうですが。野球ですと、7月ぐらいでシーズンも終わり、夏に勉強できるかと思うのですが、特に駅伝やスキーといった冬のスポーツの場合は勉強する機会が随分少なくなってしまいますよね。そういうのも考慮されないのですか。

【高坂委員】 冬のスポーツの子は冬のスポーツの世界で競って、野球とスキーの選手が1つの枠を競うことは多分ないですから。まあ、公平になっているのではないのですかね。

【都立学校教育部長】 場合によっては、入学はできても卒業ができないというケースが出てきます。

【瀬古委員】 そこまで成績が低い子を入れてはまずいですが、ある程度の、例えば3.0と決められたら3.0の子を入れればいいのですよ。

【都立学校教育部長】 よろしいでしょうか。もう一つ方法があります。もう一つは、一般の学力検査で受検していただきます。推薦がだめな場合には一般の学力検査で受検をして、実際に合格点に達していればですけども、そういった学校は実際ございます。ある学科に入学を希望していたけれども、推薦ではその学科に入れなかったなので、同じ学校の違う学科に入ってスポーツをやるといったこともございます。

【瀬古委員】 現場の先生たちは、スポーツに関しては特に、私立に良い生徒をとられてしまうので非常に困っているようです。都立高校は受かるかどうかわからないとしか言えないところが一番先生たちが悩むところのようです。この程度の成績と実力だったら、受かりますよということが言えればと困っているようです。ただ、ただ今の説明を聞いていると特定の人を勧誘できないとのことですよ。

【都立学校教育部長】 はい。総合成績で決めていきますので、特定の生徒だけを定めるというのは、恣意的なものでございます。今、仕組みとしては恣意的なものが入らないようにチェックもするようにしていますし、いわゆる透明性や公平性で言えば、すべて選考方法は明らかにしております。ですから、本当にその学校に入りたければ、バランスよく学業もスポーツも両方取り組んでいただかないといけません。あとは1次試験で学力検査もありますし、それともう一つ、分割後期というものもありますので、そういったチャレンジはできるようになっています。

【委員長】 都立高校ですから、この生徒が欲しいといっても、その生徒をとれるシステムにはなっていないのですよ。公教育だからそれは仕方がないですね。

【瀬古委員】 そこを何とかしてほしいですね。

【委員長】 いや、それはちょっと難しいですよ。

【瀬古委員】 これは議論ですから。

【都立学校教育部長】 その件は、申しわけないのですが検討委員会では議論はできません。

【委員長】 説明資料の推薦選抜と学力による検査の共通点・相違点の内容について確認をしておきたいのですが、よろしいですか。推薦選抜の選抜資料の欄で調査書点と面接点、約7対3とありますが、この割合は決まっているのですか。

【都立学校教育部長】 いえ、割合には幅があります。学校によって違いますが、おおむね7対3が多いです。

【委員長】 わかりました。また、その下の括弧に実技検査点、作文点、小論文点とありますが、これはどういう意味ですか。

調査書点と面接点で7対3になってしまうと、例えば小論文を行う場合にはどうなるのですか。この記述は正確ではないのではないですか。

学力による選抜の欄もそうなのですが、ここには面接点と書いてありますが、面接を実施しないところだってあるわけですね。

もう一点つけ加えさせていただくと、AO入試欄で高校等での成績は一切問題にしないとありますが、これもおかしいのではないのでしょうか。AO入試で高校の成績を問題にしているところもあるのではないですか。これは大学の例ではありませんか。

【都立学校教育部長】 これはある大学の例です。すべての大学ではございません。

【委員長】 これは書き過ぎですね。あくまでもこういう例があるということですね。

【都立学校教育部長】 こういう学校がありますということです。

【委員長】 わかりました。それならよくわかります。

【都立学校教育部長】 括弧の例として入れております。

【委員長】 その括弧の中はきちんとしておいた方がいいのではないかと思います。資料としてよく意味がわかりませんので、実技検査点、作文点、小論文点とありますが、今何か説明できますか。今でなくてもいいのですけれども。

【入学選抜担当副参事】 今の御質問は調査書点、面接点の下の括弧の扱いということでしょうか。

調査書点というのは、先ほどありましたように中学校から来る調査書をいいます。面接点は面接をいいます。これは推薦選抜を行うすべての学校で実施しますので、このように表記してあります。その下の括弧につきましては、実技検査を実施する学校、実施しない学校がありますので、このように表記してあります。

【委員長】 これの割合はどのようなのですか。

【入学選抜担当副参事】 それは調査書点、面接点に括弧の中の検査を実施したものをさらに加えて総合成績にするということでございます。

【委員長】 そうすると、調査書点と面接点は7対3だけれども、それにプラスすると、合計して12とか13になる可能性があるわけね。

【入学選抜担当副参事】 そうです。そういうことでございます。

【委員長】 その隣も同じことですね。

【入学選抜担当副参事】 同じことでございます。

【委員長】 わかりました。少し表現が適当でないなという気がしたものですから確認をさせていただきました。

【瀬古委員】 スポーツ推薦の場合は東京都で何番とか、そういうのは関係ないのですか。

【都立学校教育部長】 いえ、ございます。推薦の応募基準としてですが、関係がございます。

【瀬古委員】 得点に関係はあるのですか。

【都立学校教育部長】 それは公開してございます。全国大会若しくは都の大会での成績というのは、推薦の基準を既に学校ごとに公開しております。

【瀬古委員】 本日の資料にも書いてあるのですか。

【都立学校教育部長】 実施要綱で学校ごとの基準を公開しております。

【瀬古委員】 いくつか教えていただけますか。全国や都大会など、わかれば結構です。

【都立学校教育部長】 多少幅は持たせてございますが、バスケットであれば東京都の大会にレギュラー選手として出場したなどです。きっちり何位以上と書いてあるところもあるのですが、例えばソフトテニスの場合には、個人戦都大会出場、団体戦都大会ベスト16以上の正選手若しくは同程度の技術を有する者などです。

【瀬古委員】 そういうのはこの調査書点のどこに入るのですか。

【委員長】 受検資格でしょう。

【都立学校教育部長】 これは受検資格です。基準です。

【委員長】 そういう人は受検資格があるということです。

【都立学校教育部長】 ですから、実技検査は変わらずに実施するのです。本当に応募資格というだけです。

【瀬古委員】 あくまでも資格だけですか。

【都立学校教育部長】 はい。受検資格、基準です。

【瀬古委員】 実績などは点数に入れられないのですか。一番大きいのですけれども。

【委員長】 今みたいな定義の仕方だと点数には入れられないですよ。

【瀬古委員】 例えば全国一番と東京都で一番では全然レベルが違うのですよ。それも得点に入れていかないと。ぜひ、検討してみてください。そこが一番問題なのですよ。それがクリアできると結構成績とうまくあげができるのです。

【都立学校教育部長】 恐らくそういう制度であれば、この実技検査での点数が非常に高くなるはずですよ。

【瀬古委員】 いや、そうとは限らないですね。意外と長距離選手が短い距離走れませんからね。

【委員長】 それはありますよね。

【瀬古委員】 例えば、長い距離があればいいですよ。1,000メートルとかあればいいですが、意外と投げたりするのが苦手だったりするのです。そういう種目も入れてもらえれば、もっと公平になると思います。

【都立学校教育部長】 それは推薦の中の応募基準の問題でございますので、今お話があったのは、かつて平成9年から入れた制度について、やはり実態も含めて在り方を検討すべき時期にあると承ったと思っております。

【委員長】 一つの視点ではありますから、そういうことも含めて、今のような御意見も出たわけですから今後検討してください。瀬古委員がおっしゃったようなことは、なかなか私は難しいと思いますが。

【瀬古委員】 でも、そういうのがあれば良い生徒がとりやすいのですよ。

【委員長】 そうですね。

【瀬古委員】 優勝したのと都大会1番では、ちょっと不公平といえば不公平ですよ。

【委員長】 わかりました。

【高坂委員】 都白鷗高校附属中学校を開設するときに碁と将棋というので決めたのですよね。ところが、そこへ行く人がいないから、結局とれなかったというのは逆にあるわけですよ。だから、全国1位といたって東京都にいるかどうかは問題なのではないですか。

【瀬古委員】 いないことはないですよ。

【高坂委員】 だから、そういう人がいれば、また別の基準になるのでは。

【瀬古委員】 だから、ほかのところへ行ってしまうのです、みんな。ほかの県に行ってしまう。

【委員長】 それでは、いろいろ御意見が出ました。私が問題提起した日程、スケジュールのことも含めて今後検討していきたいと思います。とりあえず平成22年度の推薦に基づく選抜の募集人員につきましては、原案のとおり、御了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

本日は、大変有意義な議論ができたと考えております。ありがとうございました。

以上で本日の教育委員会を終了いたします。

(午後 2 時15分)